

甘楽町道路台帳電子化及び地図情報プラットフォーム導入事業業務委託に係る プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、甘楽町道路台帳電子化及び地図情報プラットフォーム導入事業を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2 委託の概要

(1) 委託の名称

甘楽町道路台帳電子化及び地図情報プラットフォーム導入事業

(2) 委託の内容

別紙「甘楽町道路台帳電子化及び地図情報プラットフォーム導入事業業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、道路台帳電子化の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項について提案を妨げるものではない。実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託料上限額

71,885,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たした者とする。

- ① 甘楽町の令和8・9年度入札参加資格を有していること。
- ② 以下の全ての資格を有していること。
 - (1) 情報セキュリティマネジメントシステム認証登録 ISO 27001
 - (2) 個人情報保護マネジメントシステム認証登録 JIS Q 15001
 - (3) 品質マネジメントシステム JIS Q 9001
 - (4) ITサービスマネジメント ISO 20000
 - (5) ISMSクラウドセキュリティ認証 ISO 27017
- ③ 群馬県内に管理測量士を常駐している本店又は支店、営業所があること。

- ④ 測量法第 55 条により、測量業者としての登録を受けている者であること。
- ⑤ 当該年度（R7）において、四半期ごとに決算短信を公表していること。
- ⑥ 過去 5 年以内（R3～R7）に群馬県内で道路台帳電子化及び公開型 GIS 構築業務を完了した実績を有していること。
- ⑦ 過去 10 年以内（H28～R7）に群馬県内で単一業務において路線延長 1,000km 以上の道路台帳電子化業務を完了した実績を有していること。
- ⑧ 再委託する場合は、一部作業の再委託を行えるものとし、各項目すべてを再委託することは認めない。なお共同企業体（JV）による申し込みは受け付けない。
- ⑨ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- ⑩ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- ⑪ 甘楽町の契約に係る甘楽町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

6 スケジュール

内容	日程
(1) 公告（仕様書の）公表	令和8年 4月14日（火）
(2) 質問書の提出期限	令和8年 4月16日（木）17時必着
(3) 参加表明書の提出期限	令和8年 4月21日（火）17時必着
(4) 質問に対する回答	令和8年 4月20日（月）予定
(5) 企画提案書等の提出期限	令和8年 4月30日（木）17時必着
(6) プレゼンテーション	令和8年 5月18日（月）予定
(7) 結果通知	令和8年 5月29日（金）予定
(8) 契約締結	令和8年 6月上旬予定

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。

7 参加表明書（能力評価）

提出書類

書類名	様式	備考
① 参加表明書	様式 2	
② 業務実績書 （道路台帳電子化）	様式 3-1	過去10年以内（H28～R7）における道路台帳電子化業務実績を記載（5件以内。1件は群馬県内での実績を記載すること）（履行中でも可）

③ 業務実績書 (公開型GIS)	様式3-2	過去10年以内 (H28～R7) において公開型GIS構築実績を記載 (5件以内。1件は群馬県内での実績を記載すること) (履行中でも可)
④ 主任技術者経歴書	様式4	過去10年以内 (H28～R7) に道路台帳電子化もしくは公開型GISの構築の実績を5件以内記載すること (なお、道路台帳電子化及び公開型GIS業務を1件以上記載すること) (履行中でも可)
⑤ 照査技術者経歴書	様式5	過去10年以内 (H28～R7) に道路台帳電子化もしくは公開型GIS構築の実績を5件以内記載すること (なお、道路台帳電子化及び公開型GIS業務を1件以上記載すること) (履行中でも可)
⑥ 会社概要	任意様式	企業認証なども添付すること。 5参加資格 ②に記載している (1) ～ (5) の資格に関して、認証取得が分かる公的機関からの認証 (写し) も提出すること

※受付期間内に表明書を提出していない者からの応募 (提案書の提出) は受け付けない。

(1) 提出期間 令和8年4月14日 (火) から令和8年4月21日 (火) まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時～午後5時

(ただし、正午～午後1時を除く)

(2) 提出方法 持参又は郵送 (必着) にて提出。

(3) 提出場所 甘楽町 建設課 建設係

住 所 〒370-2292 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161 番地 1

電 話 0274-64-8321 (直通) F A X 0274-74-5813

メール kensetu@town.kanra.lg.jp

8 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和8年4月14日 (火) から令和8年4月16日 (木) 17時必着

(2) 提出方法

質問事項は、「様式1 質問書」に必要事項を記入し、「17 担当部署」宛てに電子メールで提出すること。電子メール (kensetu@town.kanra.lg.jp) 以外の方法による質問は受け付けない。

なお、電子メールの表題は「プロポーザル質問 (事業者名)」とし、送信確認の電話連絡を「17 担当部署」宛てに行うこと。

(3) 回答

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて質問回答書にとりまとめ、全応募者に対し、令和8年4月20日（月）に、電子メールにより通知するものとする。

9 企画提案書（提案評価）

（1）提出書類

書類名	様式	備考
① 企画提案書表紙	様式6	
② 企画提案書	様式任意	「9 企画提案書 (2) 企画提案書体裁」参照
③ 参考見積書	様式7 及び 様式任意	「10 参考見積書」参照

（2）企画提案書体裁

- ① 表紙には、表題として「甘楽町道路台帳電子化及び地図情報プラットフォーム導入事業業務委託企画提案書」と記載すること。
- ② 日本語で記載し、目次及びページ番号を付与すること。
- ③ 図表番号等については図と表それぞれの連番とし、図表の題名を付与すること。
- ④ 日本工業規格A4（縦）として、横書きで記載し、両面印刷で提出すること。（ただし、工程表はA3（横）でも構わないものとするが、ページ数は2ページとしてカウントすることとする）
- ⑤ 後述の提案項目内容を20ページ以内にまとめること（表紙、目次はページ数には含めない）。
- ⑥ 文字サイズは10.5ポイント以上とする（図表中の文字については除く）。フォントの指定はなし。
- ⑦ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど見やすく明確な企画提案書を作成すること。
- ⑧ 提出部数は下記の通りとする。
 - ・ 正本 1部
 - ・ 副本 8部（コピー可）
 - ・ 電磁記録媒体 1部

（3）提案項目

仕様書を踏まえ、企画提案書を作成すること。また、企画提案書内では次の事項を明らかにすること。なお、⑥自由提案に関しては本業務内の委託料で実施する内容を記載すること。（将来的提案を行う場合は保守費に見積金額を含めること。）

- ① 業務の実施方針
- ② 作業工程表、実施フロー
- ③ 業務実施体制

- ④ 道路台帳電子化
- ⑤ 地図情報プラットフォーム構築・システム保守
- ⑥ 自由提案

(4) 提出期間

令和8年4月22日(水)から令和8年4月30日(木)17時まで

(5) 提出方法

「17 担当部署」宛てに、郵送又は持参で提出すること。

郵送の場合、提出期間内に必着した書類のみ受け付ける。持参する場合は、受付時間は平日の午前9時から正午までとする。提出期限後における追加資料の提出は認めない。

(6) 提出された書類の取扱い

提出された書類は返却しない。また、町は、提出された書類を、本プロポーザルにおいて優先交渉権者を選定するために限り使用するものとし、それ以外の用途では、参加に係る書類を提出した事業者(以下「参加者」という。)に無断で使用しない。

10 参考見積書(価格評価)

- (1) 本業務を受注するに当たり希望する契約金額について、様式7に構築・保守(本業務実施対象外)の見積金額の記載及び参考見積書を提出すること。その際、消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込で記載すること。なお、将来的提案を行う場合は保守費に見積金額を含めること。

11 プレゼンテーション

本プロポーザルへの参加に係る書類を不備なく提出した参加者に対して、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。詳細は、提出された書類の確認後、別途参加者に通知する。

① 日時・会場

日時 令和8年5月18日(月) 予定

会場 甘楽町役場 2階 大会議室

② プレゼンテーション時間

準備 5分以内

説明 30分以内

質疑応答 10分以内

片付け 5分以内

※説明は提出した企画提案書等の内容に基づくものとする。

③ 参加人数

参加人数は、業務実施体制に記載がある者から選定とし、3人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

④ 注意事項

プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。プレゼンテーションに当たり、町が用

意する 85 インチテレビモニターを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

1.2 審査

(1) 審査基準

評価基準	
1 執行体制・実績	業務実績
	実施体制
	配置予定技術者
2 企画提案の内容 (適格性、実現可能性)	業務の実施方針
	実施フロー、作業工程表
	業務実施体制
	道路台帳電子化
	地図情報プラットフォーム構築
	地図情報プラットフォーム管理システム構築
	地図情報プラットフォーム及び地図情報プラットフォーム管理システム システム保守
自由提案	
3 プレゼンテーション	
4 参考見積書の妥当性	

(2) 審査方法

「甘楽町道路台帳電子化及び地図情報プラットフォーム導入事業業務委託に係るプロポーザル審査要項」に基づき、全ての提出書類のほか、参加者によるプレゼンテーションの内容に基づいて、総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。

(3) 優先交渉権者の選定

プロポーザル審査委員会において、下記「審査基準」に基づき総合的に審査し、契約を締結する優先交渉権者を選定する。

(4) 審査結果

プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。通知は、郵送により、令和 8 年 5 月 29 日（金）に発信することを予定している。

1.3 契約

- (1) 町から通知を受けた優先交渉権者は随意契約の締結に向け、審査結果を踏まえ、町と委託に係る詳細について協議する。
- (2) 優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を町に提出し、町は随意契約の手続を行う。

なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。

1.4 辞退

企画提案等を提出後、本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、速やかに「様式8 辞退届」を提出すること。町が辞退届を受領した時点で、参加資格を失うものとする。

1.5 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は失格とし、参加資格を失うものとする。

- (1) 参考見積書の金額が記載する上限額を超過している場合
- (2) 契約締結までに「5 参加資格」に記載の要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合

1.6 特記事項

- (1) 本町の統計資料は、いずれも甘楽町ホームページに掲載されているものを入手すること。
- (2) 提案書等の作成・提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 参加者の中に適格者がいないときは、契約候補者を特定しない場合がある。
- (6) 契約締結後においても、受注者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性からかい離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、町は受注者との契約を解除することができる。
- (7) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。
- (8) 提出された書類について、その著作権は参加者に帰属する。ただし、甘楽町情報公開条例（平成12年条例第37号）の規定に基づき、情報公開の対象となる。
- (9) 審査結果は公表する。ただし、優先交渉権者以外の参加者名は公表しない。

1.7 担当部署

甘楽町 建設課 建設係

住 所 〒370-2292 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161 番地 1

電 話 0274-64-8321（直通） F A X 0274-74-5813

メール kensetu@town.kanra.lg.jp